

## 律令制以前の王族

——その国政参与に関する——  
(下)

篠川 賢

### 三、推古紀から皇極紀の検討

#### (1) 推古紀

豊御食炊屋姫天皇世一位居東宮。總攝万機行三天皇事。」  
とある。これらの記事によれば、一見、推古朝において  
は、皇太子の麿戸皇子が天皇にかわって政治をとつた、と  
いうようにならねえ。

しかし、『上宮聖德法王帝説』には、「少治田官御宇天皇  
之世。上宮麿戸豊聰耳命。嶋大臣。共輔天下政」とあ  
り、これによれば麿戸皇子は、嶋大臣（蘇我馬子）とともに  
輔政者であつたことになる。おそらくこれが実態を示し  
ているのであり、王権および執政権の頂点には推古自身が  
立つていた、とみるのが妥当と思われる。推古紀の次の記  
事からも、その点をうかがうことができよう。  
溯条にも、「是皇子（麿戸皇子）初居上宮。後移斑鳩。於  
推古は女帝であるから、推古紀にはもちろん立后記事は  
なく、皇妃・皇子女に関する記事もない。立太子について  
は、元年四月己卯条に、「立麿戸豊聰耳皇子為皇太子。  
仍攝政。以万機悉委焉」との著名な記事がみえる。  
いわゆる聖徳太子の攝政の記事であるが、用明紀元年正月  
朔条にも、「是皇子（麿戸皇子）初居上宮。後移斑鳩。於

①一年一月朔条

詔皇太子及大臣。令レ興隆三宝。(後略)

②八年二月、是歲条

春二月。新羅与任那相攻。天皇欲レ救任那。是歲。

命境部臣為大將軍。以穗積臣為副將軍。並賜將万余衆。為任那擊新羅。(後略)

③十三年四月朔条

天皇詔皇太子。大臣及諸王。諸臣。共同發誓願。以

始造銅繡丈六仏像各一軀。(後略)

④十五年二月戊子、甲午条

戊子。詔曰。朕聞之。曩者我皇祖天皇等宰レ世也。

蹠天跨地。敦礼神祇。周祠山川。幽通乾坤。是以陰陽開和造化共調。今當朕世。祭祀神祇。豈有レ忘乎。故群臣共為竭レ心宜レ拜神祇。甲午。皇太子及大臣率百寮。以祭拜神祇。

右の①③④は、推古が頂点に立ち、皇太子(廐戸皇子)

と大臣(蘇我馬子)が輔政者となつて政権の中枢を構成していきことをよく示している。また②は、推古が自らの意志で朝鮮半島に軍を派遣したとする記事であり、同様な記事として、ほかに、九年三月戊子条、三十一年是歲条など

があげられる。さらには、推古が鞍作鳥をほめ、とくに大仁の位を与えた(十四年五月戊午条)というような記事もあり、推古紀においても、実質的にも推古が政権の頂点にあつたことが述べられているといえよう。

したがつて、元年の立太子記事に「仍錄攝政。以萬機悉委」とあり、用明紀に「總攝萬機行天皇事」とあるのも、皇太子が天皇にかわつて執政者となり、天皇は不執政の立場に立つた、という意味に解しては誤りになると思われる。天武紀十年二月甲子条には、「是日。立草壁皇子尊為皇太子。因以令レ攝萬機」とあるが、この場合も、これによつてその後は草壁皇子が執政の中心となり、天武は不執政の立場をとつた、というようなことではあるまい。「日本書紀」にいう皇太子の「攝萬機」は、天皇の不執政を示すのではなく、皇太子が天皇とともに王權を行使する(「行天皇事」)ことを意味すると解すべきである。

そして推古紀には、皇太子廐戸皇子の国政参与・王權行使を示す記事も多く載せられている。右にみた立太子記事、および①③④の記事はその例であり、ほかにも多くがあげられるが、とくに次の四つの記事は、皇太子が天皇を

介さずに行つたこととして描かれている点で注目される。

⑤十一年十一月朔条

皇太子謂諸大夫曰。我有尊仏像。誰得是像。以恭拝。時秦造河勝進曰。臣拝之。便受仏像。因以造蜂岡寺。

⑥十二年四月戊辰条

皇太子親肇作憲法十七条。(後略)

⑦十三年閏七月朔条

皇太子命諸土。諸臣。俾レ著レ褶。

⑧二十八年是歲条

皇太子。嶋大臣共議之錄。天皇記及國記。臣連伴造國造百八十部并公民等本記。

『日本書紀』に描かれる皇太子（聖德太子）のどこまでが廐戸皇子の実像なのか、多くの議論が積み重ねられてきた問題であるが、ここでは、皇太子廐戸皇子が、天皇の輔政者であり、独自に王権を行使し得る王権の分掌者として描かれている点に注目したい。この点は、先にみた繼体朝の「東宮」勾大兄皇子（安閑）の場合も同様であり、一人聖徳太子のみが輔政者、王権の分掌者として描かれているわけではない。欽明朝の皇太子渟中倉太珠敷尊（敏達）、敏

達朝における橘豊日皇子（用明）も、独自に王権を行使したことと示す具体的記事はみえないが、輔政者として描かれている点では同様である。廐戸皇子が「皇太子」（『隋書』にいう「利(和)歌弥多弗利」として輔政にあたったこと、これは事実とみてよいのではないだろうか。

さて次に、廐戸皇子以外の王族の国政参与についてであるが、これを具体的に示す記事は、わずかに次の二例があげられるにすぎない。

⑨十一年二月朔～十一年二月丙子条

十年春二月己酉朔。來自皇子為擊新羅將軍上。授諸神部及國造。伴造等。并軍衆二万五千人。夏四月戊申朔。將軍來自皇子到于筑紫。乃進屯嶋郡。而聚船舶。運軍糧。六月丁未朔己酉。大伴連囁。坂本臣糠手。共至自百濟。是時。來自皇子臥レ病。以不レ果征討。(中略)十一年春二月癸酉朔丙子。來自皇子薨於筑紫。仍駕使以奏上。爰天皇聞之大驚。則召皇太子。蘇我大臣。謂之曰。征新羅大將軍來自皇子薨之。其臨大事而不レ遂矣。甚悲乎。仍殯于周芳娑婆。乃遣土師連猪手令レ掌殯事。(中略)後葬於河内埴生山岡上。

⑩十一年四月朔～同年七月丙午条

夏四月壬申朔。更以来目皇子之兄当麻皇子為<sub>下</sub>征<sub>新</sub>羅<sub>將軍</sub>。秋七月辛丑朔癸卯。当麻皇子自<sub>難波</sub>發船。<sub>丙午</sub>。当麻皇子到<sub>播磨</sub>。時從妻舍人姫王薨<sub>於赤石</sub>。乃當麻皇子返之。遂不<sub>三</sub>征討。

これらの記事は、荒木敏夫氏によつて、「皇太子」「大兄」以外の皇子の国政参与を示す記事としてあげられた四例のうちの一例である。<sup>(2)</sup>しかしこれらは、いずれも来目皇子・当麻皇子が臨時に征新羅将軍に任せられたというのであり、二人の皇子が、通常において国政に参与していたことを示すものではない。三十一年是歳条には、新羅を討とうとした推古の諮詢をうけ、大臣馬子のもとで大夫会議の開かれたことを示す記事が載せられているが、そこには一切王族の名は登場してこないのである。三十一年は廐戸皇子の死後であるが、推古紀においても、輔政者・王權の分掌者としての「皇太子」廐戸皇子を除いてほかには、通常の国政に参与していたとされる王族は存在しないといつてよいであろう。

ただし、右の⑨⑩の記事において、来目皇子、および当麻皇子・その妻舍人姫王は、王族であるがゆえに厚遇され

ている状況もうかがえるのであり、推古紀には、一方において、「諸臣」と区別される「諸王」という表記が現われてくることも注意されなければならない。先に掲げた③⑦の記事はその例であり、ほかにも次の二例があげられる。

⑪十六年八月壬子条

召<sub>唐客於朝廷</sub>。令レ奏使旨。(中略)是時。皇子。諸王。諸臣悉以金髻華著レ頭。亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅。

⑫十九年二月癸巳条

半夜廐戸豐聰耳皇子命薨<sub>于斑鳩宮</sub>。是時諸王。諸臣及天下百姓悉長老如レ失愛兒而塗醉之味在レ口不レ嘗。少幼者如レ亡慈父母以哭泣之声滿於行路。

(後略)

③⑦⑫にいう「諸王」は、皇子(一世王)を除く王族の呼称ではなく、⑪に「皇子。諸王」とあるのに対応し、皇子を含む王族一般を指した語とみてよいであろう。虎尾達哉氏は、「皇子」号の成立するのは天武朝以降であるとし、これらの例は、原史料には「王」あるいは「王等」と記されて王族一般を表わしていたものを、③⑦⑫では安易に「諸王」に改めてしまつたと解されている。

原史料に王族一般を指す語としての「諸王」とあつた可能性も否定できないと思うが、いずれにせよ、王族一般を

表わす語が、推古紀においてはじめて登場することが注意されるのである。先に、敏達朝頃から王族なるものが形成されはじめたと考えられると述べたが、推古朝段階では、王の一族（どの範囲まで指すかは不明確であったと思われるが）は、他と区別される一族として、はつきり認識されるようになつていたとみてよいであろう。<sup>(5)</sup>

また、二十年二月庚午条には、皇太夫人堅塙媛を檜隈大陵（鉢明陵）に改葬し、軽の街（ちまた）に誅したとの記事がみえるが、そこには、「第一阿倍内臣鳥誅天皇之命」……第二諸皇子等以次第二各誅之。第三中臣宮地連烏摩侶誅大臣之辭。第四大臣引率八腹臣等。便以境部臣摩理勢令レ誅氏姓之本」とあり、皇子の地位が大臣の上に位置づけられていたことがうかがえるであろう。敏達の殯の際には、誅を奏したのは大臣蘇我馬子と大連物部守屋であり、穴穂部皇子は殯の庭に参入することもできなかつたとある（敏達紀十四年八月己亥条、二十一(1)の⑧に引用）のとは大きな違いである。

## (2) 舒明紀

まず即位前紀についてであるが、そこには、推古の死後、皇位繼承をめぐつての紛争があつたとする長文の記事が載せられている。すなわち、大臣蘇我蝦夷の主導のもとに、皇位繼承者を田村皇子（舒明）と山背大兄王とのいずれとするか、群臣（大夫）会議が開かれたが、はじめに群臣の意見が分かれしたこと、大臣蝦夷と、斑鳩宮の山背大兄王との間に、皇位繼承者を田村皇子としたことをめぐつて、再三使者の往来があつたこと、山背大兄王を推していいた境部摩理勢が蝦夷によつて討たれしたこと、などが述べられている。舒明の即位事情については別に検討したことがあるが、それは、はじめは意見の分かれていた群臣が、結局は田村皇子を推すことで合意し、それによつて即位が決定したとみるべきである。

そして、ここで注意したいことは、すでに指摘されていところであるが、この皇位繼承者を決定する会議に、王族は一人も参加していないということである。舒明即位前紀には、田村皇子・山背大兄王のほかに、三國王・栗下女王・泊瀬仲王（泊瀬王）の三人の王族の名がみえるが、い

すれも、国政に参与していた情況をうかがうことはできぬ。三國王は、斑鳩宮の山背大兄王に仕え、蝦夷のもとに遣わされた使者として登場し、栗下女王は、推古の近習者の長として登場するにすぎない。また泊瀬王は、山背大兄王の異母弟にあたるが、境部摩理勢に頼られ、自らの宮に麻理勢を置つたが、まもなく病死したとされる人物である。泊瀬王は、蝦夷から山背大兄王のもとに遣わされた大夫のうち、中臣連と河辺臣を喚んで、「我等父子並自蘇我出之。天下所レ知。是以如高山恃之。願嗣位勿輒言」といったともあるが、これらの記事から、泊瀬王の通常における国政参与を想定するのは困難であろう。少なくとも、泊瀬王が皇位継承者を決定する群臣会議の場に参加していなかつたことは確かである。

この点は、皇位継承候補者とされた田村皇子や山背大兄王も同様であり、この点に注意するならば、王族は、皇位継承候補者（あるいはそれになり得る存住）であったがゆえに、皇位を決定する会議には参考しなかつた、との見方もできるかもしだれない。しかし、時代は下るが、持統朝においては、その会議に王族（皇子）の参加していたことは、次の『懷風藻』葛野王伝に明らかである。

王子者。淡海帝之孫。大友太子之長子也。（中略）高市皇子薨後。皇太后引<sub>三</sub>王公卿士於禁中。謀<sub>レ</sub>立<sub>三</sub>日嗣。時群臣各挾<sub>三</sub>私好。衆議紛糾。王子進奏曰。我國家為<sub>レ</sub>法也。神代以來。子孫相承。以襲<sub>三</sub>天位。若兄弟相及。則亂從<sub>レ</sub>此興。仰論<sub>三</sub>天心。誰能敢測。然以<sub>レ</sub>人事推之。聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎。弓削皇子在<sub>レ</sub>座。欲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>言。王子叱之。乃止。（後略）

これによれば、高市皇子の死後の日嗣を決定する会議の場に、葛野王（天智の孫、大友皇子の子）や弓削皇子（天武の皇子）の参加していたことが知られるのであり、弓削皇子が加わっているならば、他の天武の皇子たち（磯城皇子についてははつきりしないが、忍壁・舍人・長・穗積・新田部の五皇子は当時生存していた）も参加していたとみるのが自然であろう。舒明朝の段階と持統朝の段階とでは、明らかに王族のあり方に変化がみとめられるのである。

次に、元年以降の記事についてであるが、二年正月戊寅条には、宝皇后を立てて皇后としたとあり、皇后との間に、葛城皇子（中大兄皇子）と大海人皇子の一男、間人皇女の一女が生まれたとある。また、夫人蘇我法提郎媛（馬子の女）との間に古人皇子（古人大兄皇子）、吉備國の蚊屋

采女との間に蚊屋皇子が生まれたとする。

舒明紀には立太子の記事はなく、特定の皇子が輔政者の地位にあつたことを示す記事も存在しない。十三年十月内午条には、天皇の死後の殯において、「是時東宮開別皇子年十六而誅之」とあり、開別皇子（中大兄皇子）を「東宮」とするが、中大兄皇子の立太子記事は、孝德紀即位前紀（皇極四年六月庚戌条）にあり、これは追記と考えられる。

おそらく舒明朝においては、王権は、大王舒明と、それを補佐した大后宝皇女の二人によつて分掌されていたとみてよいであろう。舒明の死後は、宝皇女（皇極）が即位するが、それは、大后として王権を分掌した経験と、それによつて獲得されていった権威・力量が評価されての即位と考えられる。

さて、舒明紀において、右にみてきた以外に王族の名の登場する記事は、次の八年七月朔条があげられるのみである。

大派王謂<sub>二</sub>豊浦大臣曰。群卿及百寮朝參已解。自レ今以後。卯始朝之。巳後退之。因以レ鐘為節。然大臣不レ從。

この記事は、荒木敏夫氏によつて王族の国政参与を示す

記事としてあげられた四例のうちの最後のものであるが、この記事からも、必ずしも大派王（敏達の皇子）の通常における国政参与をうかがうことはできないのではなかろうか。この記事は、大派王が、通常の政策決定の場（群臣会議）において豊浦大臣（蝦夷）に意見を述べたというのではなく、個人的に蝦夷に意見を伝えた、というようにも解釈できるからである。大派王が、当時の王族内において、大王と大后を除き、最も重きをなしていただろうことは、次に引用する皇極紀の記事（元年十二月甲午条）からもうかがえるが、その大派王の意見が蝦夷に入れられなかつたとする右の記事は、むしろ、大派王が国政の場からは疎外されていたことを示すものとも考えられよう。

舒明朝の段階では、いまだ一般の王族の国政参与は認められていないなかつたとみられるのであり、それだからこそ、舒明の即位を決定する群臣会議にも、王族の参加がみられなかつた、ということではないかと思われる。

### (3) 皇極紀

皇極紀にも立太子記事はなく、特定の皇子の輔政をはつきりと示す記事も存在しない。ただし、王族の活躍を示す

記事は、上宮王家滅亡事件や乙巳の変に関する記事を中心  
に、いくつかあげることができる。

①元年十一月丁卯条

天皇御<sub>二</sub>新嘗<sub>一</sub>。是日。皇子<sub>(10)</sub>。大臣名新嘗<sub>一</sub>。

②元年十二月甲午<sub>一</sub>乙未条

甲午。初發<sub>二</sub>息長足日廣額天皇喪<sub>一</sub>。是日。小德巨勢臣  
德太代<sub>二</sub>大派皇子<sub>一</sub>而誅<sub>一</sub>。次小德栗田臣細目代<sub>二</sub>輕皇子<sub>一</sub>  
而誅<sub>一</sub>。次小德大伴連馬飼代<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>而誅<sub>一</sub>。乙未。息長山  
田公奉<sub>レ</sub>誅<sub>二</sub>日嗣<sub>一</sub>。

③元年是歲条

蘇我大臣蝦夷<sub>(中略)</sub>。悉聚<sub>二</sub>上宮乳部之民<sub>一</sub>。<sub>乳部此云美父</sub>役<sub>二</sub>  
使<sub>一</sub>塙堵所<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是上宮大娘姬王發憤而歎曰。蘇我臣專  
擅<sub>二</sub>國政<sub>一</sub>。多行<sub>二</sub>無礼<sub>一</sub>。天無<sub>二</sub>一日<sub>一</sub>。國無<sub>二</sub>一王<sub>一</sub>。何由任  
レ意悉役<sub>二</sub>封民<sub>一</sub>。自<sub>レ</sub>茲結<sub>二</sub>恨<sub>一</sub>。遂取<sub>レ</sub>俱亡<sub>一</sub>。

④二年九月丁亥<sub>一</sub>丙午条

丁亥。吉備嶋皇祖母命薨。癸巳。詔<sub>二</sub>土師婆婆連猪手<sub>一</sub>。  
視<sub>二</sub>皇祖母命喪<sub>一</sub>。天皇自<sub>二</sub>皇祖母命臥病<sub>一</sub>。及<sub>レ</sub>至發喪<sub>一</sub>。  
不<sub>レ</sub>避<sub>二</sub>床側<sub>一</sub>。視養無<sub>レ</sub>倦<sub>一</sub>。乙未。葬<sub>二</sub>皇祖母命于檀弓<sub>一</sub>。  
岡<sub>一</sub>。是日。大雨而雹。丙午。罷<sub>二</sub>造<sub>一</sub>皇祖母命墓<sub>一</sub>役<sub>上</sub>。  
仍賜<sub>二</sub>臣連<sub>一</sub>。伴造帛布<sub>一</sub>各有差<sub>一</sub>。

⑤二年十月戊午条

蘇我臣入鹿獨謀<sub>二</sub>將下廢<sub>一</sub>上宮王等<sub>一</sub>而立<sub>二</sub>古人大兄<sub>一</sub>為<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>。子<sub>レ</sub>時<sub>一</sub>。有<sub>二</sub>童謡<sub>一</sub>曰。(中略)蘇我臣入鹿深忌<sub>二</sub>上宮<sub>一</sub>。  
立<sub>二</sub>謨<sub>一</sub>。

⑥二年十一月朔条

蘇我臣入鹿遣<sub>二</sub>小德巨勢德太臣<sub>一</sub>。大仁土師婆婆連<sub>二</sub>掩<sub>一</sub>  
山背大兄王等於斑鳩<sub>一</sub>。(中略)山背大兄仍取<sub>二</sub>馬骨<sub>一</sub>投<sub>二</sub>  
置<sub>一</sub>內瘞<sub>一</sub>。遂密<sub>二</sub>其妃并子弟等<sub>一</sub>。得<sub>レ</sub>間逃出。隱<sub>二</sub>胆駒山<sub>一</sub>。  
(中略)有<sub>レ</sub>人遙見<sub>二</sub>上宮王等於山中<sub>一</sub>。還告<sub>二</sub>蘇我臣入鹿<sub>一</sub>。

入鹿聞大懼。速發<sub>二</sub>軍旅<sub>一</sub>。述<sub>二</sub>王所<sub>レ</sub>在於高向<sub>二</sub>臣國押<sub>一</sub>  
曰。速可<sub>二</sub>向<sub>レ</sub>山求<sub>二</sub>捉彼王<sub>一</sub>。國押報曰。僕守<sub>二</sub>天皇宮<sub>一</sub>  
不敢出<sub>レ</sub>外。入鹿即將<sub>二</sub>自往<sub>一</sub>。子<sub>レ</sub>時古人大兄皇子喘  
息而來問。向<sub>二</sub>何處<sub>一</sub>。入鹿具說<sub>二</sub>所由<sub>一</sub>。古人皇子曰。鼠  
伏<sub>レ</sub>穴而生。失<sub>レ</sub>穴而死。入鹿由<sub>レ</sub>是止<sub>レ</sub>行。遣<sub>二</sub>軍將<sub>一</sub>  
等求<sub>二</sub>於胆駒<sub>一</sub>。竟不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>覓<sub>一</sub>。於是山背大兄王等自  
レ山還入<sub>二</sub>斑鳩寺<sub>一</sub>。軍將等即以<sub>レ</sub>兵圍<sub>レ</sub>寺。於是山背  
大兄王<sub>(中略)</sub>終<sub>二</sub>于子弟妃妾<sub>一</sub>。一時自經俱死也。(後略)

⑦三年正月朔条

以<sub>二</sub>中臣鎌子連<sub>一</sub>拜<sub>二</sub>神祇伯<sub>一</sub>。再三固辭不<sub>レ</sub>就<sub>一</sub>。稱<sub>レ</sub>疾退  
居<sub>二</sub>三嶋<sub>一</sub>。子<sub>レ</sub>時輕皇子患脚不<sub>レ</sub>朝<sub>一</sub>。中臣鎌子連曾善<sub>一</sub>

於輕皇子。故詣彼宮而將レ侍レ宿。(中略) 中臣鎌子連為レ人忠正。有匡濟心。乃憤蘇我臣入鹿失君臣長

幼之序。挾閨社稷之權。歷試接於王宗之中。而

求レ可レ立功名哲主。便附心於中大兄。(後略)

(8)四年六月甲辰(己酉条)

甲辰。中大兄密謂倉山田麻呂臣曰。三韓進レ調之日。

必將使卿說唱其表。遂陳下欲レ斬入鹿之謀。麻呂

臣奉レ許焉。戊申。天皇御大極殿古人大兄侍焉。(中

略) 時中大兄即自執長槍隱於殿側。中臣鎌子連等

持弓矢而為助衛。使海大養連勝麻呂授箱中両劍

於佐伯連子麻呂与葛城稚大養連綱田曰。努力努力急

須応レ斬。(中略) 中大兄見下子麻呂等畏入鹿威便旋

不レ進曰。咄嗟。即共子麻呂等出其不意。以レ劍傷

割入鹿頭肩。入鹿驚起。子麻呂運レ手揮レ劍傷其一

脚。(中略) 是日雨下潦水溢レ庭。以席障子覆鞍作

屍。古人大兄見走入私宮。謂於人曰。韓人殺鞍作

臣。(謂因而誅。) 吾心痛矣。即入臥内杜レ門不レ出。中大

兄即入法興寺為城而備。凡諸皇子。諸王。諸卿大夫。臣連。伴造。國造。悉皆隨侍。使レ人賜鞍作臣

屍於大臣蝦蟆。(中略) 己酉。蘇我臣蝦蟆等臨レ誅。

(中略) 是日。蘇我臣蝦蟆及鞍作屍許葬於墓。復許哭泣。

まず①②は、いずれも皇子の地位が大臣の上位に位置づけられていたことを示す記事であるが、②において、大派

皇子(敏達の皇子)と輕皇子(敏達の曾孫、皇極の弟)の名が登場するのは、当時、この二皇子が、皇極女帝を除き、王族の中で最も高い地位にあつたことを示すものであろう。

そしてそれは、舒明(敏達の孫)が即位し、さらにその大后的皇極(敏達の曾孫)が即位したことによりて、敏達系の王族の地位が高まつたためと考えられる。とくに輕皇子の場合は、姉の皇極が即位したことにより、その地位が上昇したと考えられるのであり、④において、吉備嶋皇祖母命(皇極の母)が厚遇されているのも、同様のことを示している。

次に③⑤⑥は、上宮王家滅亡事件に関する記事である。

③には上宮大娘姫王(鹿戸皇子の女で山背大兄王の妃であった春米女王と推定される)、⑤⑥には山背大兄王およびその子弟・妃が登場するが、これらの記事が山背大兄王ら上宮王家の人々の国政参与を示していないことはいうまでもあるまい。

上宮王家滅亡事件は、(5)によれば、蘇我入鹿が独断で古人大兄皇子を天皇に立てようとして起こした事件とされるが、「家伝」上巻には、「宗我入鹿与諸王子共謀」してこの事件を起こしたとあり、「聖徳太子伝補闕記」や「聖徳太子伝暦」には、入鹿ら六人によるものとされ、六人の名があげられるなかに、軽皇子の名が含まれている。<sup>(1)</sup>この事件が入鹿の独断によるのではなく、そこに軽皇子らも加わっていたことは間違いないであろう。(6)に古人大兄皇子の行動が記されていることからすると、「家伝」にいう「諸王子」のなかには、軽皇子のほかに古人大兄皇子の含まれている可能性も高い。上宮王家滅亡事件は、山背大兄王だけではなく上宮王家の人々すべてが討たれている(自殺している)のであり、皇位継承争いというよりも、王族を敏達系の王族に限定していくという意味を持つた事件と考えるべきであろう。

次に(7)(8)は、乙巳の変に関する記事であり、ここでは省略した部分が多いが、これとほぼ同じ記述は、「家伝」上巻にも載せられている。横田健一氏は、「日本書紀」と「家伝」の記述のもとになつた「入鹿誅滅物語」のようなもの的存在を想定されたが、その可能性は高いであろう。

この物語は、事実に基づくものではなく、入鹿の殺害を正当化し、中大兄皇子や中臣鎌足を顕彰しようとする立場から、劇的に描かれたものと考えられるが、その(7)(8)の記述からも、中大兄皇子の通常における国政参与をうかがうことはできない。

これに対し、(7)に「于レ時軽皇子患脚不レ朝」とあることからすれば、軽皇子については、逆に通常の健康な時には朝参していたことが推定される。少なくとも、「日本書紀」ないし「入鹿誅滅物語」の編者の認識においては、そのように考えされていたといえよう。軽皇子が上宮王家滅亡事件に加わっていたことを考え合わせるならば、皇極朝において、軽皇子が国政に参与していたことは認めなければならないと思う。ただし、それが皇極を補佐する輔政者として、王権の一翼を担う形での国政参与であったか否かは不明である。もしそうであったとしても、軽皇子の場合には、女帝のもとで「皇太子」も立てられておらず、女帝以外に王権を体現する人物がないという特殊な事情に基づく例外とみることができるであろう。

一方(8)には、三韓進調の日、天皇が「大極殿」に御し、古人大兄がそれに侍したとあるが、この入鹿殺害の舞台と

なつた儀式の場において、古人大兄皇子のみが侍したとされている点は注意される。北山茂夫・門脇禎二氏らは、上宮王家滅亡事件の後、古人大兄皇子は入鹿によつて「皇太子」に立てられたのではないかと推定しているが、この記述は、そうした事実に基づく編者の作文とみることもできるであろう。とするならば、ここにおいても、天皇を補佐し王權を分掌する皇子は、「皇太子」一人に限られていたという事実、あるいは、そうであったとする

「日本書紀」ないし「入鹿誅滅物語」の編者の認識の存在、がうかがえるといえよう。

また⑧には、「諸皇子。諸王。諸卿大夫。臣連。伴造。國造」といった連称もみえており、諸臣とは区別された王族の存在を示しているが、これは、先にみた推古朝の記事と連続するものである。

なお、乙巳の変については、筆者は次のように考えている。(1)皇極から古人大兄皇子への譲位をはかる古人大兄皇子—蘇我入鹿のラインと、(2)皇極から軽皇子への譲位をはかる軽皇子—蘇我石川麻呂のライン、そして、(3)皇極の死を待ち、その後の中大兄の即位を是とする中大兄皇子—中臣鎌足のライン、の三者による皇位継承争いが、蘇

我氏内部における入鹿と石川麻呂の主導権争いと結びついで起きた事件であり、古人大兄皇子が討たれた事件(孝徳紀大化元年九月条)も含めて、(口)(ハ)が結んで、(イ)を否定した事件である。したがつて、この事件の後、軽皇子(孝徳)が即位し、中大兄皇子が「皇太子」に立てられたのは、(口)と(ハ)の妥協の産物と推定される。

### 注

(1) なおこの点は、十一年二月丙子条(後掲史料⑨後半部 分)からもうかがうことができる。

(2) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(前掲)五五〇五七頁。

なお他の二例は、先に掲げた敏達紀六年五月丁丑条・同年十一月朔条(④⑤)の大別王の例と、舒明紀八年七月朔条(後掲)の大派王の例である。

(3) この条には、大夫会議に加わった人物としては、直接には田中臣と中臣連國の二人の名がみえるのみであるが、この会議を受けて新羅に派遣された將軍として、大徳・小徳の冠位を持つ人物(つまり大夫層)の名が九名記されており、そこに中臣連國の名もあることから、これらの九名も大夫会議に加わっていたことが推定される。しかし、そこ

に王族の名は一人も登場しない。

(4) 虎尾達哉「律令国家と皇親」(前掲)一四〇頁。

(5) 水谷千秋氏は、舒明朝頃から一世以下の王族の「臣籍降下」(公姓賜与)が行われるようになつたとされるが(水谷千秋「大化前代の王族と皇親氏族」『ピストリア』一四九、一九九五年)、このことは、その前段階の推古朝において、「王族」なるものの概念が形成されたことと関係があると思われる。

(6) 拙稿「舒明天皇の即位について」(『成城短期大学紀要』一三、一九九一年)。

(7) 武光誠「大化革新と皇親(前編)」(『史学論叢』創刊号、

一九七二年)。倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(前掲)一三〇頁。

(8) 皇極の即位は、旧稿で述べたとおり、当時の王統の原理からして、中大兄皇子への中継ぎという性格も、一方において持つていたとみなければならぬ。

(9) なおこの記事は、蝦夷の「専横」ぶりを示そうとして載せられた記事、という性格もあるものと思われる。

(10) この箇所(「皇子」)については、「皇太子」とする諸本もあるが、「皇子」が正しいとするべきであろう。

(11) 『聖徳太子補闕記』には、「癸卯年十一月十一日丙戌亥

時。宗我大臣井林臣入鹿。致奴王子児輕王。巨勢徳太古臣。大臣大伴馬甘連公。中臣塙屋枚夫等六人。発惡逆至計。太子子孫男女廿三王。無レ罪被レ害」とあり、「聖徳太子伝曆」には、「一説曰として、「癸卯年十一月十一日丙戌亥時。宗我大臣鬼林臣入鹿。致奴王子児名輕王。巨勢徳太古臣。大伴馬甘連。中臣塙屋連板夫等六人。発惡逆計。太子子孫男女廿三人王。無レ罪被レ害」とある。

(12) 横田健一「大織冠伝と日本書紀」(同『白鳳天平の世界』創元社、一九七三年、所収、初出は一九五八年)。

(13) 『家伝』にも、「子時輕皇子患脚不朝」と同じ表現がみえる。

(14) 『家伝』にも、「帝臨軒。古人大兄侍焉」とある。

(15) 北山茂夫「大化の革新」(岩波書店、一九六一年)四六、四七頁。門脇禎二「大化革新」史論上巻(思文閣出版、一九九一年)一二七、一三〇頁他。ただし、門脇氏は皇(王)位繼承にかかる制度として大兄制の存在を認め、古人大兄皇子は大兄の地位に立てられたとされるが、大兄を、皇(王)位繼承にかかる制度的呼称とみるのは疑問であろう。拙稿「六・七世紀の大兄」(『成城文藝』一三九、一九九二年)参照。

(16) 拙稿「乙巳の変と『大化』の新政権」(『成城短期大学紀

要」二三、一九九一年) 参照。

#### 四、孝徳紀から天智紀の検討

##### (1) 孝徳紀

まず、即位前紀には、およそ次のよう記されている。

蝦夷・入鹿父子が討たれた後、皇極女帝は、はじめ中大兄皇子に位を譲ろうとしたが、中大兄は、とりあえずは輕皇子(孝徳)を即位させるのがよいとの中臣鎌足の意見を入れ、それを密かに皇極に奏した。そこで皇極は、孝徳へ譲位を伝えたが、孝徳は再三固辞し、古人大兄皇子に即位を勧めた。しかし古人大兄がそれを拒否して出家したため、辞退することができず即位した。譲位した皇極には皇祖母尊の号が奉ぜられ、中大兄は皇太子に立てられた。そして天皇と皇祖母尊と皇太子は、群臣を大槻の樹の下に集めて、「君無<sup>ニ</sup>政。臣無<sup>レ</sup>式<sup>レ</sup>朝」ことを盟約した。

この即位前紀によれば、新政權の実權は中大兄皇子―中臣鎌足のラインが握っていた、というよりも解釈されるであろう。しかし、孝徳の即位が中大兄と鎌足の意向に向かう事件後に筑紫大宰帥に任命したとある。また、白雉四

よつて決定したとする記述は、二人を主人公とした「入鹿誅滅物語」に基づいて皇極紀を叙述したため、それを受けての、孝徳紀編者の作文とみる方がよいと思われる。事実としては、大槻の樹の下の盟約記事に示されるように、天皇(大王)である孝徳が実質的にも頂点に立ち、中大兄は「皇太子」(次期大王)としてそれを補佐した、とみるのが妥当であろう。

さて、孝徳紀における王族の国政参与を示す記事であるが、やはりそれは、中大兄皇子に関する記事がほとんどである。いちいち列挙することは省くが、なかには、中大兄が独自に王權を行使したことを示す記事もあり、この点は、推古朝における麿戸皇子、繼体朝における勾大兄皇子の場合と同様である。

たとえば、大化元年九月条の古人大兄皇子事件に関する記事においては、吉備笠臣垂が古人大兄の謀反に加わったことを中大兄のもとに自首してきたとあり、中大兄は古人大兄を討つための軍を派遣したとされている。大化五年三月条の蘇我石川麻呂事件に関する記事においても、蘇我日向が中大兄に石川麻呂を讒言したとあり、中大兄はその日向を事件後に筑紫大宰帥に任命したとある。また、白雉四

年六月条の僧旻の死を述べた記事では、天皇とは別に、皇祖母尊と皇太子も弔使を遣わしたとされている。ただし、石川麻呂事件において、石川麻呂を捕えるための軍を派遣したのは天皇とあることは注意されてよい。ここにも、主権者は天皇であったことがよく示されている。

しかし、白雉四年是歲条には、

太子奏請曰。欲冀遷于倭京。天皇不許焉。皇太子乃奉皇祖母尊。間人皇后并率皇弟等。往居于倭飛鳥河辺行宮。于レ時公卿大夫。百官人等皆隨而遷。由レ是天皇恨欲レ捨於國位。〔後略〕

とあり、これによれば、この段階では中大兄の権力が実質的には天皇のそれを凌駕し、両者の力関係は逆転していたことになろう。

ところで、右の記事に「皇弟等」とあるのは、大海人皇子らを指すと考えられるが、孝徳紀において、大海人皇子らの国政参与を示す記事を見出すことはできない。皇祖母尊については、白雉二年三月戊申条に「皇祖母尊請十師等設齋」とあることにも示されるとおり、独自に王権を行使したことが推定されるが、孝徳朝においても、王権を分掌した（あるいは国政に参与した）皇子（一世王）は、中大

兄一人に限られていたとみてよいであろう。なお、右の記事には間人皇后の名もみえるが、孝徳紀には、間人皇后の輔政・共治を示す記事も存在しない。間人皇后は、孝徳の即位によって、中大兄の同母弟である間人皇女が皇后に立てられたのであり、本来ならば、孝徳の輔政者・共治者の地位にあつたとみられるが、皇祖母尊の存在によるのか、あるいは年齢的な問題もあつたのか、本来の役割を果たさなかつたようと思われる。あるいはまた、それは、孝徳が中大兄皇子への中継ぎ的性格を持つた天皇であつたから（主権者はあくまで天皇であるが）、ということも考えられるであろう。用明の皇后穴穂部間人皇女についても、輔政・共治を示す記事がみえないのであり、この場合と共通すると考えられる。

次に、その他の王族の国政参与についてであるが、それを示す記事は次の二例である。

### ①大化五年三月戊辰条

〔前略〕天皇使<sub>下</sub>大伴猶連。三國麻呂公。穗積嶠臣於蘇我倉山田麻呂大臣所。而問<sub>中</sub>反之虛實。大臣答曰。被<sub>レ</sub>問之報。僕面當陳天皇之所。天皇更遣三國麻呂公。穗積嶠臣。審<sub>ニ</sub>其反狀。麻呂大臣亦如<sub>レ</sub>前答。〔後

略

②白雉元年二月甲申条

(前略) 左右大臣乃率三百官及百濟君豐璋。其弟塞城。忠勝。高麗侍医毛治。新羅侍学士等而至中庭。使三國公麻呂。猪名公高見。三輪君麿穗。紀臣平麻呂岐太四人代執雉輿而進中殿前。時左右大臣就執輿前頭。伊勢王。三国公麻呂。倉臣小屎。執輿後頭置於御座之前。天皇即召<sup>2</sup>皇太子共執而觀。皇太子退而再拜。(後略)

①は、石川麻呂事件において、石川麻呂の謀反の虚実を問う使者の一人として、三国公麻呂が派遣されたという記事であり、②は、白雉改元の儀式において、三国公麻呂・猪名公高見・伊勢王が重要な役割を果たしたという記事である(なお②の記事は、皇太子の輔政者としての姿もよく示している)。これらの記事は、共に行動している人物が、左右の大臣をはじめ大夫層であることからして、王族が大夫層と同様の立場で国政に参与したことと示すものとして注意される。すなわち、これらの王族の国政参与は、王族として王権を行使するような形のものではなく、群臣として(あるいは官人として)の参与といえるのであり、こうした

例は、この孝徳朝の段階で初めて現われてくることが指摘できる。<sup>1</sup>これ以前の王族の国政参与は、臨時に外交使節・征討将軍に任せられるといった程度のものであったのに対し、右の例は明らかに異なっているといえよう。王族の官化の第一段階は、この孝徳朝に求めてよいと思われる。

しかし、右の三国公麻呂・猪名公高見は、すでに公姓を賜与された人名表記になつており、これを王族とするには問題もあるう。とくに三国公麻呂については、三国公(三国真人)<sup>3</sup>氏は、本来、皇親氏族ではなく、越前三国地方の豪族であつた可能性が高く、問題である。また猪名公高見についても、猪名公(猪名真人)氏は、宣化の子の上殖葉皇子、あるいは火焰皇子の後裔と伝えられる一族であり、敏達系の王族とは血縁的に遠いところに位置している。伊勢王については系譜不明であるが、孝徳朝段階の王族の国政参与(官人化)<sup>4</sup>は、いまだ極めてその例の少なかつたことも指摘できるのである。

大化二年三月壬午条の皇太子奏においては、皇子らが御名入部を私有していた特別な存在であったとされており、大化二年三月甲申条のいわゆる大化の薄葬令の中でも、王族の墓が他と区別されて規定され、また大化三年四月壬午

条の品部廃止の詔にも「皇子。群臣」という表記がみえている。このように、孝徳紀には王族の存在を示す記事も多いのであるが、しかし、孝徳紀に多く載せられている群臣・官人らを指す連称では、ほとんどが「公卿。臣連。伴造。国造等」「公卿。百官人等」といった表記になつており、王族（皇子・諸王）は除かれているのである。この点からも、王族の官人化がほとんど進んでいなかつたことが推定されるであろう。

## (2) 齊明紀

齊明紀においては、「皇太子」の中大兄皇子を除いて、王族の国政参与を示す記事は存在しない。建王（中大兄と

蘇我遠智娘との子）が八歳で死去したこと（四年五月条）、有間皇子（孝徳の子）が謀反をはかり処刑されたこと（同年十一月条）、伊勢王が死去したこと（七年六月条）など、王族の名のみえる記事はいくつか見出せるが、いずれも国政参与を示すものではない。

中大兄が女帝を補佐する輔政者、王權の分掌者であつたことは、有間皇子事件において、中大兄が有間皇子を訊問したとあることに明らかであり、「家伝」に、「皇祖母尊俯

從物願。再応宝曆。悉以庶務委皇太子。皇太子每レ事諮詢。然後施行」とあるのは、当時の実態を示した叙述と思われる。

七年正月甲辰条には、百濟救援軍派遣の準備のため天皇一行が筑紫に向う途中の大伯において、大田姫皇女が大伯皇女を産んだとあり、大田姫皇女の夫である大海人皇子も、この一行に加わっていたことが推定されるが、齊明紀には、大海人皇子の活躍を示す記事は一切載せられていない。齐明朝においても、国政に参与した皇子は、「皇太子」の中大兄一人に限られていたとみてよいであろう。

## (3) 天智紀

天智紀には、「大皇帝」「東宮」と表記される大海人皇子と、太政大臣に任せられたとある大友皇子（天智の長男、母は伊賀采女宅子娘）を除き、王族の国政参与を示す記事はほとんどみられない。すなわち、七年七月条に「以栗前王挙筑紫率」とあり、十年六月是月条に「以栗隈王挙筑紫率」とあるのが唯一の例である。この二つの記事は、天智紀に多い重複記事とみられるものであるが、この場合は、八年正月戊子条に蘇我赤兄を筑紫率に任じたとあ

り、十年正月癸卯条に赤兄が左大臣に任せられたとあることからすれば、十年条の方の記事が正しい年代を示していると考えられる。

また、即位前紀や二年三月条にみえる百济救援軍の將軍にも、王族の名は一人もみておらず、天智朝の段階でも、王族の国政参与（官人化）は、ほとんど進んでいなかつたと推定される。ただ、天武紀上巻（壬申紀）をみると、筑紫大宰の栗隈王のほかに近江朝廷の官人として、吉備国守の当麻公広嶋、飛鳥の留守司の高坂王、東国に派遣された興兵使の韋那公磐鉄、將軍の山部王らの名がみえるのであり、王族の官人化がある程度進展していた様子がうかがえる。しかしそれでも、天武朝の王族・皇親氏族の国政参与と比べると、その例は少なく、王族官人化の画期は、やはり天武朝に求めるのが妥当であろう。<sup>(6)</sup>

次に、天智紀における大海人皇子と大友皇子についてであるが、両者の行動の知られる記事は次のとおりである。

①三年二月丁亥条

天皇命<sub>三</sub>大皇弟<sub>一</sub>宣<sub>下</sub>增<sub>三</sub>換冠位階名<sub>一</sub>及氏上民部。家部等事上。（後略）

②七年五月五日条

天皇縱<sub>三</sub>猶於蒲生野<sub>一</sub>。于レ時大皇弟。諸王。内臣。及群臣皆悉從焉。

③八年五月壬午条

天皇縱<sub>三</sub>猶於山科野<sub>一</sub>。大皇弟。藤原内大臣。及群臣皆悉從焉。

④八年十月庚申条

天皇遣<sub>三</sub>東宮大皇弟於藤原内大臣家<sub>一</sub>。授<sub>三</sub>大纖冠与<sub>三</sub>大臣位<sub>一</sub>。仍賜<sub>レ</sub>姓為<sub>三</sub>藤原氏<sub>一</sub>。自レ此以後。通曰<sub>三</sub>藤原内大臣。

⑤十年正月癸卯条

（前略）以<sub>三</sub>大友皇子<sub>一</sub>拜<sub>三</sub>太政大臣。以<sub>三</sub>蘇我赤兄臣<sub>一</sub>為<sub>三</sub>左大臣<sub>一</sub>。以<sub>三</sub>中臣金連<sub>一</sub>為<sub>三</sub>右大臣<sub>一</sub>。以<sub>三</sub>蘇我果安臣<sub>一</sub>。巨勢人臣。紀大人臣<sub>一</sub>為<sub>三</sub>御史大夫<sub>一</sub>。御史。蓋今之具載<sub>レ</sub>於新律令。

⑥十年正月甲辰条

東宮太皇帝奉宣<sub>三</sub>（或本云<sub>一</sub>皇子宣命。）大友<sub>一</sub>施行冠位法度之事<sub>一</sub>。大赦天下<sub>一</sub>。法度冠位之名。具載<sub>レ</sub>於新律令。

⑦十年五月辛丑条

天皇御<sub>三</sub>西小殿<sub>一</sub>。皇太子。群臣侍<sub>レ</sub>宴。於レ是再奏<sub>三</sub>田儕。

⑧十年十月庚辰条

天皇疾病弥留。勅喚東宮引<sub>レ</sub>入臥内。詔曰。朕疾甚。以<sub>レ</sub>後事<sub>ニ</sub>属<sub>レ</sub>汝。云々。於<sub>レ</sub>是再拜称<sub>レ</sub>疾固辭不<sub>レ</sub>受

曰。請奉洪業付<sub>ニ</sub>属<sub>レ</sub>大后。令<sub>ニ</sub>大友王奉<sub>ニ</sub>宣<sub>ニ</sub>諸政。臣請願奉<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>天皇出家修道。天皇許焉。(後略)

⑨十年十月壬午条

東宮見<sub>ニ</sub>天皇請下之<sub>ニ</sub>吉野修<sub>ニ</sub>行<sub>ニ</sub>仏道。天皇許焉。東宮即入<sub>ニ</sub>於吉野。(後略)

⑩十年十一月丙辰条

大友皇子在<sub>ニ</sub>内裏西殿織仮像前。左大臣蘇我赤兄臣。右大臣中臣金連。蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣侍焉。大友皇子手執<sub>ニ</sub>香鑪先起誓盟曰。六人同<sub>レ</sub>心奉<sub>ニ</sub>天皇詔。若有<sub>レ</sub>違者。必被<sub>ニ</sub>天罰。云々。於<sub>レ</sub>是左大臣蘇我赤兄臣等手執<sub>ニ</sub>香鑪隨<sub>ニ</sub>次而起。泣血誓盟曰。臣等

五人。隨<sub>ニ</sub>於殿下奉<sub>ニ</sub>天皇詔。(後略)

⑪十年十一月壬戌条

五臣奉<sub>ニ</sub>大友皇子盟<sub>ニ</sub>天皇前。(後略)

①は、大皇弟(大海人皇子)が称制段階の中大兄皇子を

補佐する地位にあったことを示す記事であり、②③④は中大兄(天智)が即位した後であるが、やはり大皇弟が天智に次ぐ地位(輔政者の地位)にあつたことを示すものとい

えよう。(6)もまた、一見そのようにみえる記事であるが、これは、①との重複か、あるいは別事か議論のあるところであり、別事であるならば、分注に「或本云。大友皇子宣命」とあることが注意される。すなわち、(5)において、大友皇子が太政大臣に任せられた後は、輔政者の地位には大友皇子が就いていたと推定されるのである。(7)の「皇太子」<sup>(7)</sup>も、日本古典文学大系本の頭注では大海人皇子のこととするが、大友皇子を指すとする説もあり、その方が妥当と思われる。(8)(9)は、大海人が出家し、吉野に入つたとする記事であるが、もはや大海人は輔政者として描かれてはいないのである。(10)(11)の大友皇子と五大夫の盟約の記事からすれば、この段階で、大友が天智の後継者とされていることは明らかである。

要するに、天智紀からも、天皇(および称制段階の中大兄)を補佐する皇子は、一時期には一人に限られていたことがうかがえるのであり、この点に注意したいと思うのである。

なお、大海人皇子の立太子については、天武紀即位前紀に天智即位の年(天智七年)のことと記されており、大友皇子の立太子については、「懷風藻」の大友皇子伝に二十

三歳の時（天智九年）に立太子したとあるが、これらの記事の信憑性について多くの議論のあるところである。

筆者は、別に論じたとおり、大海人皇子も大友皇子も輔政者の地位に就き、天智の後継者とみなされたこと（大海人は

大友が太政大臣に任せられる天智十年まで、大友はそれ以降）は事実であるが、二人とも「皇太子」に立てられたことはなかつたと考へている。

二部第二章「律令制成立期の皇親」参照。

(5) 猪名公（猪名真人）氏は、「日本書紀」および「古事記」

では上殖葉皇子（惠波王）の後とあり、「新撰姓氏錄」および「日本三代実録」（元慶四年十月二十七日条）には火

焰王の後とある。

(6) 虎尾達也「律令国家と皇親」（前掲）、寺西貞弘「古代天皇制史論」（前掲）、倉本一宏「日本古代国家成立期の政権構造」（前掲）等参考。

(7) 坂本太郎他校注「日本書紀」（下）（前掲）三七七頁頭注三三一。

(8) 横田健一「懷風藻」所載大友皇子伝考（同「白鳳天平の世界」前掲、所収、初出は一九五八年）。小林敏男「古代女帝の時代」（前掲）等。

(9) 拙稿「知太政官事」小論（「日本常民文化紀要」一九、一九九六年）。

(2) この点はすでに、武光誠「大化革新と皇親（後編）」（『史学論叢』三、一九七三年）に指摘されているところである。

(3) 三国公（三国真人）氏は、「日本書紀」や「新撰姓氏錄」では継体の子の椀子皇子の後裔とするが、「古事記」では応神の子の意富富杼王の後裔とする。

(4) 倉本一宏「日本古代国家成立期の政権構造」（前掲）第

以上、「日本書紀」の継体紀から天智紀までを対象に、律令制以前の王族（一世王を含む）の国政参与について考察してきた。最後に、それを要約し、箇条書にして示すと

むすび

次のとおりである。

(1) 繼体朝の段階から天智朝まで、『日本書紀』に「皇子」に立てられたとある皇子は、天皇を補佐し王権を分掌する輔政者であり<sup>(1)</sup>、その「皇太子」の存在する問題は、他の皇子（および有力な王族）は、意図的に国政から疎外されていたと推定される。<sup>(2)</sup>

(2) またこの時期においては、「皇太子」の立てられていない場合でも、国政に参与した皇子は輔政者・王権の分掌者たる皇子ただ一人であり、同時に複数の皇子（および有力な王族）が国政に参与するということはなかつたと考えられる。

(3) 王族なるものは、敏達朝頃から形成されはじめたとみられるが、これは、欽明朝以降に、近親婚と一夫多妻を特徴とした特殊な王統が固定化されていったことと対応するものと考えられる。

(4) 王族は、推古朝には群臣の上位に位置する集団として認識されるようになるが、王族が官人として国政に参与するようになるのは孝徳朝以降であり、しかも天智朝までのそれは、少例にとどまつていたと推定される。

本稿は、王族の国政参与に限つて取りあげたが、律令制以前の王族について考える場合、名代・子代、および皇子宮などの問題を避けて通ることはできない。いずれも今後の課題としたい。

#### 注

(1) 「皇太子」による輔政は、天皇（大王）の見習いという意味もあったと考えられる。

(2) この点は、皇位（王位）継承をめぐる争いを回避するためと考えられる。